

須崎市児童生徒表彰規則 表彰の種類および基準

表彰の種類および基準は、次に掲げるとおりとする。

(文化部門)

- ① 最優秀賞 全国規模の審査会やコンクール等で8位以内の成績を収めた個人及び団体。
- ② 優秀賞 四国規模の審査会やコンクール等で3位以内の成績を収めた個人及び団体。
- ③ 奨励賞 高知県規模の審査会やコンクール等で1位の成績を収めた個人及び団体。または優れた成績を収め、須崎市児童生徒表彰規則第5条に規定する須崎市児童生徒表彰委員会で表彰に値すると認められた個人及び団体。

(スポーツ部門)

- ① 最優秀賞 競技成績もしくは競技記録が優秀な個人、競技チーム又は団体。
 - ア、 小学校は、競技別全国大会での入賞。
 - イ、 中学校は、日本中学校体育連盟及び中央競技団体主催の全国大会入賞。
- ② 優秀賞 競技成績もしくは競技記録が優秀な個人、競技チーム又は団体。
 - ア、 小学校は、四国四県競技団体主催、共催の四国大会で3位以内の個人及び競技チーム又は団体。
 - イ、 中学校は、四国中学校総合体育大会及び四国四県の競技団体主催、共催の四国大会3位以内の個人及び競技チーム又は団体。
- ③ 奨励賞 競技成績もしくは競技記録が優秀な個人、競技チーム又は団体。
 - ア、 小学校は、スポーツ少年団交流大会及び高知県競技団体主催大会優勝の個人、競技チーム又は団体及び中央大会につながる高知県予選の優勝チーム及び各種目で高知県ランキング1位の個人。
 - イ、 中学校は、高知県中学校総合体育大会で優勝した個人、競技チーム又は団体及び高知県選手権獲得の個人、競技チーム及び団体と各種目で高知県ランキング1位の個人。
 - ウ、 上記によるもののほか、優れた功績と他の模範となる活動をしており、須崎市児童生徒表彰規則第5条に規定する須崎市児童生徒表彰委員会で表彰に値すると認められた個人、競技チーム又は団体。